

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率（令和6年度）

区分	離職率	離職者の年代別割合							
		～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
男性	1.3%	0.0%	5.3%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
女性	7.8%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	7.7%	21.4%

(2) 男女別の育児休業取得率（一般行政職）

区分	目標（R7年度）	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
男性	10%	0%	0%	0%	25%
女性	100%	100%	100%	100%	100%

○ 取得期間の状況（令和6年度：女性職員）

- ・ 1年未満：33%
- ・ 1年以上2年未満：67%

(3) 男性職員の配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）取得率

区分	目標（R7年度）	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
合計取得率	100%	40.0%	20.0%	60.0%	100.0%
5日以上取得率	10%	20.0%	0.0%	20.0%	30.0%

(4) 超過勤務の状況

一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間

区分	R6年度
一般行政職	8.0 時間
技能労務職	0.6 時間
消防職	6.1 時間

(5) 年次有給休暇の取得日数の状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

① 平均取得日数 ※20日以上付与されたものに限る

全体： 10.8日 [目標：15.0日]

② 取得日数が5日未満の職員割合

全体： 9.9% [目標：0.0%]

※ 対象職員は、全期間を在職した一般職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。  
一般職員とは、非現業の一般職に属する職員のうち、町長部局に勤務する職員をいう。

(6) 職業生活と家庭生活との両立に資する職務環境の整備に関する取り組み

- すべての職員を対象に試行的に行っている勤務時間におけるフレックスタイム制について、運用方法の一部見直しを行いながら、職員がそれぞれの状況に応じ、休暇を柔軟かつ統一的に取得できる仕組みの確立を目指していく。